

2024年9月4日

区市アーチェリー協会(連盟)代表者 各位
高等学校・中学校部活動顧問 各位

東京都アーチェリー協会
会長 松本洋平

安全月間での取組みについて

日頃より、当協会の運営にご理解を賜り感謝申し上げます。

毎年11月は全ア連指定の『安全月間』となります。2009年の死亡事故から既に15年が経過し、その後にアーチェリーを始めた方も多くなっております。

長い年月の経過とともに、安全に対する意識の変化が懸念される中で、本年度になって、軽微なものとはいえ、当協会内で2件の事故が連続して発生しました。

その折にも、大きな事故に繋がらないよう安全対策の徹底を申し入れ、各協会(連盟)・部活動ともに安全に対する諸活動や指導が実施されております。

つきましては、『強化月間』への取組みとして、以下によるご案内を申し上げますので、会員諸氏或いは部員への周知、或いは指導等をお図りいただきますようお願いします。

1 実施期間 2024年12月末日まで *特に11月を強調月間として取組強化をお願いします。

2 実施内容

(1) 啓発活動

同報の全ア連「安全宣言」等をご活用いただき、各協会・学校の練習射場・部室等に啓発用のポスターや掲示物をご作成の上、掲出をお願いします。

それぞれのホームページやメールの連絡網等をご利用になって、安全月間中であること等を全会員・部員にお知らせをお願いします。

(2) 安全講習会等の開催

一堂に会しての開催であれ、定例の練習日などをご活用いただく形であれ、講習会や学習会等を行い、安全に対する意識の醸成を図ってください。

また、この間に初心者教室等を予定している協会にあっては、その冒頭には必ず安全指導の時間を併せ持つようにカリキュラムをお考えください(注1)。

(3) 射場・弓具の一斉点検の実施

各協会・各校の練習射場において、万が一の際に矢が場外に飛び出すような防護壁・ネットの老朽化がないか、うっかり射線の前に人が出てしまうような練習環境になっていないか、等々の総点検を実施し、施設の不備は管理者への即時報告と改修依頼をお願いします。

また、射場に備え付けの貸出し用の弓具類がある場合には、その点検は施設任せにせず、会員・部員の目視、組立て等により、不具合がないことの確認をお願いします(注2)。

(4) 安全マニュアル等の確認

既に「安全マニュアル」等をお持ちの協会・学校は改正点等の要・不要の再調査と、万が一の事故発生の際の対応一覧、連絡網等を練習射場に必ず掲示をしてください。もしも、「安全マニュアル」等の未施行の協会・学校においては、この期間中に会員・部員の総意において施行をお願いします。

(5) 保障制度への加入促進のお願い

万が一の際の傷害への保障と損害への賠償に関し、各協会・学校が責任をもって保障制度等を確認し、会員・部員に対して必要な説明と加入促進を図ってください。特に、指導的立場にある方の加入促進にはスピード感をもってご対応をお願いします。

〈脚注〉 本年 7 月 3 日の通知を踏まえての内容です。

(注 1) 事故の起きた協会では、初心者指導前に安全指導を行った上で怪我であったとの報告を受けております。形式的な指導になつてないか、初心者が起こしやすい不注意を再考し、小さな怪我であっても未然に防ぐ対策を指導側に徹底してください。

(注 2) カーボンアローが突如破損するという事例は度々発生しており、練習頻度や経過年数により異なるため、一概には判断しにくいところではあります、経年劣化による事故を防ぐ手段は定期的な交換より方途はありません。そのためにも、自身の弓具の定期点検を 11 月の強調月間に行なうことをお勧めします。

以上